

令和5年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：令和5年11月1日（水） 午後2時～午後4時
開催場所：豊田市役所 南庁舎5階 南52会議室
出席委員：石川 良文 川口 暢子 嶋田 喜昭 山岡 俊一
杉浦 俊雄 海老澤 要造 中尾 俊和 羽根田 利明
窪谷 文克 杉浦 健史
村松 具己（野村喜之 代理） 深谷 武彦（江場正 代理）
伊熊 竜彦（小井手秀人 代理） 梅村 豊作

以上 14名

事務局出席者：企画政策部 辻部長 都築副部長
都市計画課 花田課長 大光副課長

議 事 等：第1号議案 豊田都市計画竹町北田地区計画の決定について
第2号議案 豊田都市計画生産緑地地区の変更について
第1号諮問 豊田都市計画道路の変更について（豊田安城線）
第2号諮問 豊田市立地適正化計画の変更について（防災指針）

（開会時間 午前10時）

開 会

委嘱状伝達

付議書及び諮問書伝達

鈴木副市長挨拶

会議録の公表について

- ・本日の会議録は、審議会運営規程第9条第4項の規定により、豊田市のホームページ、市政情報コーナーにおいて一般公開

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

- ・18名の委員のうち、14名が出席
- ・審議会条例第6条第3項に規定する「2分の1以上」の出席があるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 海老澤要造委員、梅村豊作委員

議案審議

第 1 号議案 豊田都市計画竹町北田地区計画の決定について

内容説明

<市街化調整区域内地区計画制度>

- ・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ではあるが、要件に適合し、良好な土地利用が図られるものに限り、市が地区計画を定めることにより、開発が可能になる。
- ・住居系土地利用の場合、豊田市では 5 つの地区要件があり、今回の竹町北田地区計画は、市街化区域隣接型及び駅近接型の 2 つの要件を満たしている。

<竹町北田地区計画の概要>

- ・豊田市中心部から南に約 6km、また、名鉄三河線竹村駅の 1km 圏内に位置しており、地区の南側には市街化区域が広がっている。
- ・西側の名鉄三河線、東側の都市計画道路豊田今本線に挟まれる位置にある。
- ・区域面積は約 3.0ha であり、現況は農地になっている。
- ・分譲戸数は 80 戸を予定している。

<地区計画区域と地区整備計画区域>

- ・地区計画区域の境界は市道の道路中心で設定している。
- ・地区計画区域のうち、建築物等に関するルールを適用する地区として地区整備計画を設定している。
- ・地区北側の既存宅地と東側のコンビニ二部分は、地区整備計画区域外とする。

<地区施設>

- ・地区計画に定める公共施設は、道路、公園、調整池等である。

<建築物に関する主なルール>

- ・建築物に関するルールを定めることで、ゆとりのある住宅地の形成を図る。
- ・建築できるものは、住宅などとし、建ぺい率は 60%、容積率は 100%とする。

<都市計画決定手続状況>

- ・令和 5 年 2 月 7 日に、地権者や地元住民の方などを対象に、説明会を開催し、参加者数は 30 名であった。
- ・主に小中学校の通学路の確認等に関する質問があった。
- ・令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 5 月 17 日までの期間に都市計画法第 16 条に基づく都市計画の案の縦覧を実施し、また、令和 5 年 6 月 2 日から令和 5 年 6 月 16 日までの期間に都市計画法第 17 条に基づく都市計画の案の縦覧を実施したが、縦覧者、意見書の提出は、ともになかった。
- ・本日の審議会後、愛知県への協議を経て、令和 5 年 12 月の都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○嶋田会長

- ・今回決定する地区計画では、建築協定や緑化協定を締結するか。
- ・分譲の方法は、建売住宅の販売を考えているか。それとも、土地を先行して販売し、土地購入者が建築物を建築するのか。

○事務局

- ・建築協定等を締結する予定はない。
- ・建築条件付きの宅地販売になることが想定される。

○嶋田会長

- ・緑地等を多く設けていただきたい。意見として申し上げる。

○梅村委員

- ・今回の地区計画区域内の土地の高低差はどうなっているか。
- ・調整池の排水方法は、自然排水か。それともポンプ排水か。

○事務局

- ・調整地の排水方法は、自然排水で計画している。
- ・地形は、平坦ではなく、竹上区民会館から北に向かって土地が下がっている。自然排水のための勾配は十分に確保できている。

○石川委員

- ・今回決定する地区計画区域内の農地とその周辺の農地の営農状況はどうなっているか。

○事務局

- ・地区計画区域内の農家数は3戸であり、そのうち専業農家が2戸、兼業農家が1戸である。一部が農業法人に耕作を委託している。
- ・周囲の農地も、専業農家、兼業農家があり、一部が営農法人に耕作を委託している。

○伊熊氏（小井手委員代理）

- ・今回決定する地区計画区域より南側の地域は市街化区域に区分されており、容積率が150%となっている。それに対し、今回の地区計画では容積率を100%としているが、どのような考えのもと容積率を100%としたか。

○事務局

- ・今回の地区計画は、市街化調整区域内に地区計画を決定するものである。市街化調整区域内における環境への影響を抑える目的から、市街化区域で住環境に最も配慮した用途地域である第1種低層住居専用地域で採用している容積率を参考にした。

○嶋田会長

- ・今回の地区計画では、建築物等の形態、色彩等の制限として、建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準に遵守し、周囲の環境と調和した色調とすると規定しているが、具体的にどのような基準のもと色彩等を制限しているのか。

○事務局

- ・豊田市は地域を4つのゾーンに分類しており、当該地区計画は、都市田園共生ゾーンに当たる。当該地域は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準で、派手な色は用いないこと、また、色相に応じたマンセル値の範囲を設けるなど、色彩等に関する基準を設けている。

○嶋田会長

- ・建築条件付きの宅地分譲ということだが、建築業者が色彩等に関する基準を理解しているということか。

○事務局

- ・そのとおり。

○嶋田会長

- ・当該地区計画は、80戸の宅地分譲の計画であり、周辺道路における交通量の増加が見込まれる。今回の地区計画区域の周囲に信号交差点は存在するか。

○事務局

- ・地区計画区域の東側に隣接する位置に竹町北田交差点がある。

○嶋田会長

- ・当該地区計画区域への自動車等による出入りは、道路3号と道路4号の2か所で計画されている。これらの道路に接続する市道旧豊田一色線と市道竹住吉1号線の交通量を考慮しても、地区計画内外における交通を問題なく処理することができるか。

○事務局

- ・80戸の宅地分譲を計画していることから、自動車の保有台数は100台から120台を想定している。周辺市道の交通状況を考慮しても、地区計画内外における交通を問題なく処理できると考える。

○山岡委員

- ・計画図を見ると公園1号が一部凹んでいる形で計画されている。凹んでいる部分の土地利用について教えていただきたい。

○事務局

- ・凹んでいる部分には既存の鉄塔が建っている。鉄塔が建っている土地を公園の区域から除外したため、公園1号が一部凹んだ形状となった。

○嶋田会長

- ・鉄塔については、十分な安全対策を講じていただきたい。
- ・今回決定する地区計画は、駅からどれくらいの距離に立地しているか。

○事務局

- ・駅からの直線距離は約300mであり、道路距離は約500mである。

○嶋田会長

- ・駅周辺で便利な地域であることが、市街化調整区域で地区計画が認められた背景という認識でよいか。

○事務局

- ・そのとおり。

○川口委員

- ・今回決定する地区計画は、豊田市立地適正化計画の居住誘導区域に隣接している地域という認識でよいか。

○事務局

- ・豊田市では、居住誘導区域をおおむね市街化区域で設定している。当該地区計画は、市街化区域に隣接する位置にあるため、居住誘導区域に隣接するという認識で問題ない。

○嶋田会長

- ・第1号議案 採決→全員賛成 原案どおり承認

第2号議案 豊田都市計画生産緑地地区の変更について

内容説明

<生産緑地地区の概要>

- ・生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等の緑地機能を保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度である。
- ・豊田市の生産緑地地区は、平成17年合併以前の旧豊田市では平成4年12月、旧藤岡町では平成22年4月に指定されている。

<生産緑地地区の指定要件>

- ・1つ目は、市街化区域内に存在する農地であること。2つ目は、公害又は災害の防止や良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する土地として適していること。3つ目は、面積が一団で500㎡以上の農地であること。4つ目は、農業の継続が可能な土地であること。

<生産緑地地区に指定した場合>

- ・建築物の建築や宅地造成等の行為について、制限がかかる。
- ・課税制度が変わり、市街化区域内農地の宅地並み課税から、一般農地としての農地に準じた課税となる。
- ・農業支援として、市や農業委員会から生産緑地の管理のための必要な助言等を受けることができる。

<生産緑地地区の除外要件>

- ・1つ目は、地権者からの「買取申出」による場合。2つ目は、道路や公園などの公共施設等として市等の地方公共団体が取得した場合。3つ目は、前述の理由により除外されたことにより、一団の面積要件を満たさなくなった場合。

- ・「買取申出」を行う要件とは、生産緑地地区の指定後 30 年が経過した場合と、主たる農業従事者の死亡又は故障により、農業の継続が不可能となった場合である。
このいずれかの理由が発生した時、所有者側の意向により、市に対して買取りを申し出ることができる制度となっている。

<生産緑地地区の変更内容>

- ・変更前は、団地数が 301 団地、面積が約 42.4ha であったが、今回の変更で 7.7ha 減少し、団地数は 252 団地、面積は約 34.7ha となる。
- ・変更の内訳は、団地の全ての生産緑地を解除する「除外」、団地の一部の生産緑地を解除する「一部除外」、地積更正等の「その他」となっている。

<特定生産緑地の指定を受けていない生産緑地の推移>

- ・変更前は 42.4ha のうち、70%に当たる 29.5ha が特定生産緑地であったため、残る 12.9ha が特定生産緑地の指定を受けていない生産緑地となる。
- ・このうち、指定後 30 年を経過していない藤岡地区の 1ha を除き、11.9ha がいつでも買取り申出が可能で将来的に都市的土地利用がされる可能性のある生産緑地といえる。
- ・そうした生産緑地を便宜上、ここでは非特定生産緑地というが、今回の都市計画変更により、この非特定生産緑地のうち、6.4ha が解除され変更前の 46%に減る。残る非特定生産緑地は 5.5ha だが、段階的に宅地並み課税に移行することもあり、都市的な土地利用が進んでいくものと考えられる。

<変更の理由>

- ・今回の変更のうち、「指定後 30 年経過したもの」が最も多く 70 箇所、面積は合せて約 7.2ha であり、解除面積のうち 9 割以上がこの理由によるものである。
- ・次いで「主たる従事者の死亡等によるもの」が多く 5 箇所、約 0.36 ヘクタールである。
- ・そのほか「公共事業」が 4 箇所、「地積更正」が 3 箇所、「面積要件不足」が 1 箇所あり、これら 3 つの理由を併せても 0.1ha 強、解除面積の 2%に満たない割合である。
- ・また、生産緑地地区の除外に伴い、団地が分断され近接する団地に追加したものが 4 箇所ある。

<都市計画決定手続状況>

- ・令和 5 年 10 月 10 日から令和 5 年 10 月 24 日まで、都市計画の案の縦覧を実施し、都市計画課窓口での縦覧は 0 件、意見書の提出はなかった。
- ・本日の審議会を経たのち、愛知県への協議、回答を受け、令和 6 年 1 月に都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○嶋田会長

- ・買取申出が提出された生産緑地のうち、実際に市が買い取った事例はあるか。

○事務局

- ・買取申出に対して市が買取りを行った事例はない。
- ・都市計画事業や道路事業などの公共事業で必要な土地については、行為制限が解除された後に用地を取得した事例がある。

○嶋田会長

- ・特定生産緑地に指定されている生産緑地は、全体の何割か。

○事務局

- ・約 7 割である。

○嶋田会長

- ・残りの 3 割は、緑地がなくなると考えた方が良い。
- ・市街化区域内のグリーンインフラが 3 割減ることについて、防災的な観点で市がどのような考えを持っているか教えていただきたい。

○事務局

- ・特定生産緑地に指定されていない土地をグリーンインフラとして活用していく方針はないが、市街化区域内の土地として土地利用が図られる際に、雨水の流出抑制等をお願いしている。

○石川委員

- ・面積要件不足で生産緑地地区から道連れ解除になる 1 件は、区画整理地内の農地と思われる。区画整理事業の内容を教えてください。

○事務局

- ・当該区画整理事業は中心市街地より北側に位置する越戸、平戸橋エリアに当たり、計画図において土地が成形されている部分がおおむね区画整理事業区域になっている。
- ・区画整理事業の区域内で一部買取申出が提出され、制限行為が解除されたことに伴い、隣接する農地の面積が生産緑地地区の面積要件 500 m²を切ったため、道連れ解除になったという事例である。

○石川委員

- ・区画整理事業区域内だが、当該農地だけが生産緑地として指定されていたのか。

○事務局

- ・区画整理事業が始まる前から生産緑地に指定されていた土地である。

○嶋田会長

- ・区画整理事業の周辺には既存の生産緑地地区が数箇所あるが、これらは特定生産緑地として指定されているか。

○事務局

- ・計画図の一団番号 5-35 などは、特定生産緑地に指定されていないため、今後買取申出

が提出される可能性がある。

○石川委員

- ・区画整理事業として緑地や公園が適正に配置される計画になっているため、生産緑地の代替地は既に確保されているという認識でよいか。

○事務局

- ・公園等は、生産緑地とは別に区画整理事業内において確保されている。

○嶋田会長

- ・農地同士が道路や水路を挟んで点在していたとしても一団の農地として一つの生産緑地地区に指定されることがある。一団の農地として認められる距離等の制限や基準はあるか。

○事務局

- ・具体的な距離等の基準はなく、幅員 12m未満の道路や水路等が介在して隣り合う街区で 100 m²以上の農地が点在していれば、それらをまとめて一団の農地としてみなしている。

○嶋田会長

- ・特定生産緑地に指定された農地は、今後も営農を続けなければならないが、その営農状況を確認しているか。

○事務局

- ・農業委員会等と連携して1年に1回以上、営農状況を確認しており、現地の状況を見ながら指導に当たっている。

○嶋田会長

- ・営農状況を確認する時期は決まっているか。
- ・生産物に関する報告を求めているか。

○事務局

- ・確認する時期は決まっていない。
- ・都市計画としては生産物の報告を求めておらず、農業委員会等と連携しながら営農状況等の確認を行っている。

○嶋田会長

- ・第2号議案 採決→全員賛成 原案どおり承認

第1号諮問 豊田都市計画道路の変更について（豊田安城線）

内容説明

<都市計画道路の概要>

- ・都市計画道路とは、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路のことである。
- ・交通等の現在の状況や将来の見通しを勘案して、道路を適切な規模で、必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保するとともに、良好な都市環境の形成が図られる。

<都市計画道路豊田安城線の概要>

- ・豊田安城線は、昭和 39 年に都市計画決定された後、道路の幅員や延長等の変更を経て、現在は、東名高速道路豊田インターチェンジから岡崎市境までを結ぶ計画延長約 9,750 m、一部区間を除き幅員 20m・4 車線の都市計画道路となっている。

<都市計画変更の背景>

- ・今回変更する榊塚西町南小畔交差点から福受町下ノ切交差点までの約 1,565mは、既に幅員 20m・4 車線で都市計画決定されている第 3 種第 2 級の道路であるが、現況は、幅員 約 9m、2 車線で供用されている未整備区間になっている。
- ・変更区間より北側及び南側は、既に 4 車線で供用されているが、今回の変更区間のみ 2 車線で供用されているため、朝夕における慢性的な交通渋滞を引き起こす原因になっている。
- ・今回の変更は、「円滑な交通処理」及び「交通安全性の向上」を図るため、当該区間の区域を変更するものである。

<都市計画道路の変更内容>

- ・一般部では現行の道路構造令に準拠し、自転車通行帯及び中央帯を設置するため、幅員を 22.75mに変更する。
- ・榊塚西町南小畔交差点では、既に 4 車線で整備が完了している交差点北側との安全な擦り付けのため、中央帯の幅を調整し道路幅員を 25.10mとしつつ、道路の曲率半径を R=630m から R=600mへ変更する。
- ・福受町山王前交差点及び福受町上ノ切交差点では、一般部 22.75mに右折帯を追加した 25.75mの幅員とする。
- ・福受町上ノ切交差点は、現状位置では交差角が鋭角であり、視認性が悪いため、より直角に近い交差形状となるよう交差点位置を南側へ移設する。
- ・福受町下ノ切交差点では、一般部の幅員に右折帯を追加するとともに、既に 4 車線で整備が完了している交差点北側との安全な擦り付けのため、中央帯の幅を調整し道路の幅員を 25.10mとする。

<都市計画決定手続状況>

- ・令和 5 年 9 月 7 日に、地権者や地元住民の方などを対象に、説明会を開催した。
- ・参加者数は 73 名であり、都市計画の変更の案は、おおむねの合意が得られた。
- ・本日の審議会後、令和 5 年 11 月 10 日から令和 5 年 11 月 27 日までの期間で都市計画案の縦覧を実施し、その後、本日の審議会の答申及び縦覧で提出された意見を愛知県に報告する。

- ・令和 6 年 2 月に予定している愛知県都市計画審議会の議を経て、令和 6 年 3 月の都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○梅村委員

- ・既に 4 車線で整備された区間では中央分離帯が設置されていないが、今回都市計画変更する区間に中央分離帯を設置する理由を教えてください。

○事務局

- ・幅員 20m、4 車線で都市計画決定した際は、決定当時の道路構造令により、中央分離帯を設置する必要がなかった。
- ・今回の変更区間を 4 車線で整備するにあたり、現行の道路構造令に準拠する内容で設計した結果、交通の安全確保のため、中央分離帯の設置が必要となった。

○嶋田会長

- ・安全性確保の観点から、4 車線道路には中央分離帯が必要と考えるが、なぜ当該区間のみを改めて都市計画変更するのか。

○事務局

- ・4 車線で整備する道路は、安全性確保のため中央分離帯の設置が必要と考える。
- ・当該区間は未整備区間であるため、中央分離帯を設置するものである。

○嶋田会長

- ・変更区間における道路区分は第 3 種か。

○事務局

- ・第 3 種第 2 級の道路である。

○嶋田会長

- ・今回変更する区間は郊外部であり、歩行者の通行量が多くないと思われる。
- ・現計画で歩道を広く確保しているのは、当該区間が第 3 種道路ではあるが、第 4 種に近い構造という認識でよいか。

○事務局

- ・都市計画変更前の構造としては、自転車歩行者道として計画されていたため、自転車の通行を想定し歩道より広く設計されている。

○嶋田会長

- ・従来は、自転車歩行者道として整備してきた経緯があるが、現在は自転車を軽車両として扱っているため、自転車の通行空間は車道に作るべきと考えられている。
- ・安全面の向上と自転車の通行空間の確保を図るため、幅員を 22.75m に変更するという認識でよいか。

○事務局

- ・平成 31 年に道路構造令が改正され、安全性を確保するため、自動車及び歩行者の交通

量が多い場合等は、自転車と歩行者の通行空間の分離が必要となった。

- ・今回の変更区間は、自転車も歩行者も交通量が多いという状況ではないが、豊田市として、都市計画道路や国道等を自転車ネットワーク路線として位置付けているため、自転車通行帯及び中央帯を設置し、幅員を22.75mとするものである。

○嶋田会長

- ・今回変更する区間とその北側及び南側の区間における自転車通行空間の連続性が保てないことは課題に感じる。既に整備された区間は、自動車と自転車が車道で混在するという認識でよいか。

○事務局

- ・整備された区間には、自転車通行帯が設置されていないため、車道左側の路肩を自転車が通行する形態となる。
- ・自動車、自転車及び歩行者の交通状況を見ながら、必要に応じて自転車通行空間の整備に対応していく必要があると考えている。

○杉浦俊雄委員

- ・福受町は海拔の低く、また、近年は開発が進み、農地が減少している状況であるが、農業用の排水施設の改修が遅れている地域である。今後道路を整備する際、貯水池を整備する予定はあるか。
- ・今後、公共事業や開発行為が行われるのであれば、農業用の排水も計画に入れていただきたい。

○事務局

- ・調整池の設置について、現段階では具体的に計画を立てられていないが、事業者である愛知県からは流出抑制を考えていくと回答をいただいている。
- ・流末である排水路の問題については、地元説明会でも意見が出ており、豊田市と愛知県で連携しながら対応を図っていきたいと考えている。

○羽根田委員

- ・事業の計画が具体的に決まっていたら教えていただきたい。
- ・既存の道路を拡幅する場合、道路を均等に両側拡幅することが一般的かと思うが、計画図では均等に拡幅する計画になっていない箇所が見受けられる。特に起点の柘塚西町南小畔交差点付近では道路の線形を変更しているが、その理由を教えていただきたい。
- ・今回の都市計画変更で中央分離帯が設置されることになるが、地元住民から意見は出ていないか。

○事務局

- ・事業者である愛知県からは都市計画決定の告示がされ次第、現地の測量に入ると聞いている。また、事業の期間は約10年を目指すと聞いている。
- ・現況2車線の道路を4車線に整備することに伴い、既に整備された区間との擦り付けが必要となるため、道路を均等に両側拡幅することができない箇所がある。
- ・柘塚西町南小畔交差点周辺には自動車産業を支える工場等が立地しており、事業の実現

性及び経済性を考慮した結果、道路線形の変更が必要となった。

- ・中央分離帯の設置について、地元説明会でご意見をいただいております。豊田市としては今後、地域の方々と相談しながら回路対策等を検討していくことになる。

○石川委員

- ・今回の変更区間から既に整備された区間に差し掛かる際、自転車通行帯がなくなり、また、車線の幅員が 3.25mから 3mに縮小するため、自動車と自転車の距離が近くなることが想定される。安全性に配慮したネットワークづくりを進めていただきたい。

○事務局

- ・変更区間と既に整備された道路の接続については、課題があると感じている。いただいたご意見を愛知県にお伝えし、対応をお願いしていく。

○梅村委員

- ・計画書には 4 車線区間が約 8,000m、8 車線区間が約 1,750mと記載されている。どこの区間が 8 車線になるのか。

○事務局

- ・豊田インターチェンジ前の交差点から曙町交差点までの区間が 8 車線道路として都市計画決定されているが、現況は 4～6 車線で未整備区間となっている。曙町交差点より南側は、4 車線で都市計画決定されているが、一部未整備区間が残っている状況である。

○山岡委員

- ・先ほどスライドで信号交差点に関する評価表を拝見したが、これは地元説明会で出た意見を反映させたものか。

○事務局

- ・地元説明会で出た意見を反映したものではなく、信号交差点の位置について検討した内容を表したものである。
- ・本線交通への影響や小学生の通学路への影響、地域の交通安全等の観点から総合的に評価した結果、今回計画する信号交差点の位置を選定している。

○山岡委員

- ・道路を 4 車線にすることで本線の交通が円滑になり、また、交差点の位置を変更することで、地域への通過交通を排除することができるという認識でよいか。

○事務局

- ・そのとおり。

○嶋田会長

- ・信号交差点以外で本線と接続する道路はいくつあるか。
- ・中央分離帯があるため、信号交差点以外では右折できないという認識か。

○事務局

- ・本線に接続する道路の箇所数は、20 箇所程度はあると認識している。
- ・中央分離帯が設置されるため、信号交差点以外の接続道路では右折ができなくなる。

○嶋田会長

- ・本線と周辺道路の接続が鋭角になっているため、本線に合流する際、注意が必要となる。道路を整備する際は、本線と周辺道路の接続を出来るだけ鋭角にならないようにするか、接続箇所数を減らすか、安全対策をしていただきたい。

○事務局

- ・豊田安城線に接続する道路の多くが農道となっており、農業用車両等が利用している。

○嶋田会長

- ・一般の車両も農道を通行する可能性があるため、本線との接続数を検討していただきたい。

○事務局

- ・今後、愛知県が実施する道路設計に合わせて、検討をお願いしていく。

○嶋田会長

- ・第1号諮問 意見確認→全員意見なし 原案について審議会として意見なし

第2号諮問 豊田市立地適正化計画の変更について（防災指針）

内容説明

<防災指針>

- ・防災指針とは、災害リスクを分析し、居住誘導区域における防災・安全確保に関する対策を取りまとめたものである。
- ・近年の自然災害の頻発化、激甚化に伴い、令和2年に都市再生特別措置法が改正されたことを受け、居住誘導区域の災害リスクに対する市の考え、取組を明確にした防災指針を計画に追加することが必要になった。
- ・防災指針は、立地適正化計画に追加する形で策定する。

<災害リスクの分析>

- ・水災害や地震などのハザード情報と、人口分布等の都市に関する情報等を重ね合わせ、どこで、どの程度の災害リスクが見込まれるかを分析した。
- ・想定最大規模降雨（L2）の降雨における浸水リスクの分析の結果、浸水想定区域全域の特徴として、想定される浸水深に対して垂直避難が困難な建物が分布している。
- ・崇化館中学校区や朝日丘中学校区などの、都心の矢作川沿いの地域では、浸水想定区域の大部分で5m以上浸水することが想定されており、浸水が3日以上継続する地域もある。
- ・都市機能誘導施設が集積する地域の浸水リスクが高い。
- ・氾濫流により家屋の流失・倒壊が懸念される区域がある。
- ・一方、地震では、市域の全域で震度5弱以上が想定されるほか、市域の南部を中心に液

状況の危険度が高い地域が一部存在する。

<防災まちづくりの方向性>

- ・分析結果を踏まえ、市民、事業者及び行政が共に災害リスクを認識・共有し、災害リスクの低減・回避のための対策を総合的に取り組み、防災まちづくりを推進することが必要である。
- ・ハード対策やソフト対策を計画的かつ継続的、着実に進め、可能な限り災害リスクの低減・回避を図ることで、更なる災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・また、中心市街地を始めとする居住誘導区域は、災害リスクの高いエリアが含まれるが、まちの発展とともに居住や都市機能の集積が進んでおり、除外することは現実的に困難であることから、今後も災害対策を継続的に行い、安全性を着実に高めていく。

<防災まちづくりの取組方針>

- ・災害リスクの低減・回避を図るため、意識づくり、体制づくりのソフト対策と基盤づくりのハード対策を推進する。
- ・防災指針に記載する具体的な取組は、地域防災計画、災害対策推進計画等に位置づけられている取組を今回の防災指針用にまとめ直した形となっており、16の施策、38の取組で構成している。

<評価指標>

- ・市民、事業者及び行政が共に災害リスクを認識・共有し、総合的に取り組むことが重要であるため、自助、公助、共助の視点から大きく3つの指標を設定している。
- ・第8次豊田市総合計画に掲載されている評価指標を中心に設定しており、いずれも増加を目指す。

<市民意見の反映に向けた取組>

- ・パブリックコメントとEモニターアンケートを実施した。
- ・災害リスクの分析結果を示す図面は、誰でも分かりやすい図面だと関心が高まる、といったものや計画をより一層周知すべきなど、合計49通の意見をいただいた。これらの意見に対する市の考え方は計画の公表に合わせて市のホームページ等で公開する。

<今後の予定>

- ・防災指針は、令和5年12月に公表を予定している。

以上

質疑応答

○羽根田委員

- ・防災まちづくりの取組方針と具体的な取組で、緊急輸送道路等の災害対策の推進とあるが、一般的に緊急輸送道路は国が指定するものと県が指定するものに分類される。この取組において豊田市が災害対策を推進する緊急輸送道路等とはどの路線を指しているか。
- ・県の緊急輸送道路は、防災計画の中で耐震化チェック等をしており、また、今後は無電

柱化していく流れがあるが、市は第3次の緊急輸送道路として、防災的な整備が進められていないと感じている。

○事務局

- ・地域防災計画で示す市が指定する緊急輸送道路や災害発生時に啓開作業を優先的に実施する道路を指している。災害発生後、早期の通行を確保することで集落の孤立等を防ぎ、災害時においても確実に道路ネットワークを確保するため、道路の啓開作業を協定に基づいて実施していく。

○山岡委員

- ・公助の強化のための民間事業者等との協定締結数を評価指標として設定している。公助の観点から考えるとライフライン等の整備・強化など基盤づくり等が、評価項目として一番に思い浮かぶが、なぜ民間事業者等との協定締結数を評価指標として設定したのか。

○事務局

- ・基盤整備等のハード整備は、10年、20年の年月がかかる長期的な取組のため、まずは意識づくり、体制づくりを優先すべきと考えており、公助として、個人では取組むことができない項目や避難に関する取組を優先すべきという考えのもと、民間事業者等との連携協定数を評価指標に掲げた。
- ・民間事業者等との協定のイメージとしては、例えば避難所として民間施設を利用できるよう協定を締結したり、避難所に物資等を輸送できるように関連の事業者等と協定を締結したりするなどがあげられる。

○山岡委員

- ・今後も民間事業者等との連携を推進していかなければならないという認識でよいか。

○事務局

- ・そのとおり。

○嶋田会長

- ・防災指針の中で災害リスクごとの避難施設を示しているが、災害リスクによって避難施設を変えることは、住民の混乱を招く原因になるのではないか。

○事務局

- ・浸水エリアが含まれる地区においては、水害時に避難できる場所が限られるため、災害リスクによる避難施設を設定せざるを得ないと考えている。避難施設を利用される地域の方々に十分な周知を図り、混乱を招かないよう努めている状況である。

○嶋田会長

- ・豊田市の場合、中心市街地における浸水想定が最大規模で10mを超えているが、この規模の災害が発生した場合は、遠くに逃げた方が良く考える。他市の事例では、安全な地域と連携を図る広域避難という考えがあるが、豊田市における広域的な連携の方針はあるか。

○事務局

- ・中心市街地は、浸水被害が大きいですが、中心市街地周辺でハザードがない地域もあるため、

避難地としての他市との連携は想定していない。広域避難地は、中心市街地縁辺部の公園を設定している。

○嶋田会長

- ・中心市街地には多くの人口が集まっていると思うが、中心市街地縁辺部の公園でその人口をカバーできるという考えでよいか。

○事務局

- ・避難方法等に関するアンケート調査を実施したところ、自動車で避難すると回答した人が半数以上を占めている状況であり、避難施設や公園等の駐車場で一時的に避難することを想定すると避難場所として人口をカバーできていると考える。

○嶋田会長

- ・豊田市は市域が広く、また、中山間の地域もあるため、大きな駐車場が確保できているという認識でよいか。

○事務局

- ・そのとおり。

○嶋田会長

- ・第2号諮問 意見確認→全員意見なし 原案について審議会として意見なし

(閉会時間 午後4時)